

8 東彼議告示第 2 号

東彼杵町議会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

東彼杵町議会議長 浪瀬 真吾

東彼杵町議会事務局処務規則の一部を改正する規則

東彼杵町議会事務局処務規則（令和7年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第2条 事務局に、次の職員を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 書記 (<u>係長相当職以上</u>の場合は、主任書記)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>第9条 削除</u></p> <p>(文書起案の方法)</p> <p>第12条 文書の起案は、回議用紙にその処理案を記載し、関係書類又は参考となるべき法規の要旨を抜き書きしてこれを添付の上、決裁を受けなければならない。<u>なお、文書管理システム（文書管理に関する事務を行うための電子情報処理システムをいう。）を使用し、条例等に規定する手続をすることができるものとする。</u>ただし、定例又は簡易なものについては、その文書の余白に処理案を記載して決裁を受けることができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 事務局に、次の職員を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 書記 (<u>係長相当職</u>の場合は、主任書記)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(電話又は口頭事項の処理)</u></p> <p><u>第9条 電話又は口頭をもって照会、回答、報告、連絡等があった事件で重要事項については、その要領を摘記し、前条の例により処理しなければならない。</u></p> <p>(文書起案の方法)</p> <p>第12条 文書の起案は、回議用紙にその処理案を記載し、関係書類又は参考となるべき法規の要旨を抜き書きしてこれを添付の上、決裁を受けなければならない。 _____</p> <p>_____ <u>ただし、定例又は簡易なものについては、その文書の余白に処理案を記載して決裁を受けることができる。</u></p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。